

中華人民共和國國務院令

第 557 号

《中華人民共和國食品安全實施條例》はすでに 2009 年 7 月 8 日に、國務院第 73 回常務会を通過したので、ここに公布し、公布の日から実施する。

總理 温家宝

2009 年 7 月 20 日

中華人民共和國食品安全法實施條例

第一章 總 則

第一條（本條例制定の根拠） 《中華人民共和國食品安全法》（以下食品安全法と略称する）を根拠として、本條例を制定する。

第二條（地方政府の職責） 県級以上の地方政府は食品安全法が規定する職責を履行しなければならない、食品安全監督管理能力の構築を強化し、食品安全監督管理業務のために保障を提供し、健全な食品安全監督管理部門の協力体制を構築し、食品安全情報ネットワークを完全にして統一し、食品安全情報を共に享受し食品検査などの技術資源を共に享受することを実現する。

第三條（食品生産經營者の責務） 食品の生産經營者は、法律法規と食品安全基準に準拠して生産經營を行い、健全な食品安全管理制度を構築し、有効な管理措置を採取し、食品の安全を保証しなければならない。

食品の生産經營者はその生産經營する食品の安全に責任を負い、社会と公衆に責任を負い、社会責任を引き受ける。

第四條（食品安全情報の公表） 食品の安全監督管理部門は食品安全法と本條例の規定により食品安全情報を公表し、意見聴取・訴え・通報のために便宜を提供しなければならない、如何なる組織と個人は関連部門に向かって食品安全情報を知る権利を有する。

第二章 食品安全リスク監視測定と評価

第五条（国家食品安全リスク監視測定計画） 食品安全法第十一条に規定する国家食品安全リスク監視測定計画は、国務院衛生行政部門が国務院の品質監督・工商行政管理と国家食品薬品監督管理および国務院の商務・工業・情報化などの部門と共同で、食品安全リスク評価と食品安全基準の制定と改修および食品安全監督管理などの業務の必要を根拠に制定する。

第六条（衛生行政部門の職責） 省・自治区・直轄市人民政府の衛生行政部門は同じ級の品質監督・工商行政管理・食品薬品管理・商務・工業と情報化部門などを組織して、食品安全法第十一条の規定によって本行政区域の食品安全リスク監視測定方案を制定し、国務院の衛生行政部門に報告して公簿にとどめなければならない。

国務院の衛生行政部門は報告され公簿にとどめた状況を、国務院の品質監督・工商行政管理・食品薬品管理・商務・工業と情報化部門などに通報しなければならない。

第七条（食品安全リスク監視測定計画の調整） 国務院の衛生行政部門は関連部門と共同で、食品安全法第十二条に規定されている国家食品安全リスク監視測定に対して調整する外、必要な時は医療機関が報告した関連する疾病情報に基づいて国家食品安全リスク監視測定計画を調整しなければならない。

国家食品安全リスク監視測定計画を調整した後に、省・自治区・直轄市の人民政府衛生行政部門はその行政区域の具体的な状況にしたがって、その行政区域の食品安全リスク監視測定方案を策定して適切に調整しなければならない。

第八条（食中毒の報告） 医療機関はその収容した病人が食品を原因とする疾病の病人であると気付いた場合、あるいは食品を原因とする疾病の病人の疑いがある場合、速やかに所在地の県級人民政府の衛生行政部門に関連した疾病の情報を報告しなければならない。

報告を受けた衛生行政部門は関連した情報を取りまとめ分析し、速やかにその人民政府に報告し、同時に上級の衛生行政部門に報告しなければならない。必要な時は直接に国務院の衛生行政部門に報告し、同時にその級の人民政府と上級衛生行政部門に報告できる。

第九条（食品安全リスク監視測定の業務） 食品安全リスク監視測定業務は、省級以上の人民政府衛生行政部門が同じ級の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門と共同で確定した技術機関が引き受ける。

食品安全リスク監視測定業務を引き受ける技術機関は、食品安全リスク監視測定計画と監視測定方案にしたがって業務を展開し、監視測定した数値が真実・正確であることを保証し、併せて なければならない食品安全リスク監視測定計画と監視測定方案の要求にしたがって監視測定した数値と分析結果を省級以上の人民政府衛生行政部門へ報告し監視測定実施部門へ下達しなければならない。

食品安全リスク監視測定作業人員はサンプルを採集し、関連データを収集し、関連する食用農産物の種植・養殖・食品生産・食品流通あるいは飲食サービスの場所へ立ち入ることができる。採集したサンプルには市場価格を根拠に費用を支払わなければならない。

第十条（省級政府による食品災禍の通報） 食品安全リスク監視測定の結果、食品安全に災禍が潜んでいる可能性が表明された場合、省・自治区・直轄市人民政府の衛生行政部門は速やかに関連する情報を当行政区域の市級と県級の人民政府およびその衛生行政部門に通報しなければならない。

第十一条（国务院衛生行政部門による通報） 国务院の衛生行政部門は、食品安全リスク監視測定数値と分析結果を収集し取りまとめ、併せて国务院品質監督・工商行政管理と国家食品薬品監督管理および国务院の商務・工業と情報化などの部門へ通報しなければならない。

第十二条（食品安全リスク評価業務の計画按配） 下記の情況の一つに該当する場合、国务院の衛生行政部門は食品安全リスク評価業務を計画按配しなければならない。

（一）食品安全の国家規準を制定あるいは改定するために提供された科学的根拠のリスク評価を行う必要がある場合。

（二）監督管理の重点領域・重点品種を確定するためにリスク評価を行う必要がある場合。

（三）食品安全に危害を及ぼす可能性のある新しい要素が見つかった場合。

（四）ある一つの要素が食品安全の隠れた災禍になっているかどうか判断が必要な場合。

(五) 国務院の衛生行政部門がリスク評価を行う必要があると認めたその他の情況。

第十三条（建議と資料の提供） 国務院の農業行政・品質監督・工商行政管理と国家食品薬品監督管理などの関連部門は食品安全法第十五条の規定に従って、食品安全リスク評価の建議を国務院の衛生行政部門へ提出し、下記の情報と資料を提供しなければならない。

- (一) リスクの来源とその性質
- (二) 関連する検査データと結論
- (三) リスクの及ぶ範囲
- (四) その他関連する情報と資料

県級以上の農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理などの関連部門は、前項規定の食品安全リスク評価の情報と資料の収集に協力しなければならない。

第十四条（情報の相互通報） 省級以上の人民政府の衛生行政・農業行政部門は食品安全リスク監視測定と食用農産品の品質安全リスク監視測定の関連情報を速やかに相互に通報しなければならない。

国務院の衛生行政・農業行政部門は食品安全リスク評価結果と食用農産品の品質安全リスク評価結果などの関連情報を速やかに相互に通報しなければならない。

第三章 食品の安全基準

第十五条（食品安全の国家基準規格およびその実施計画を制定） 国務院の衛生行政部門は国務院の農業行政・品質監督・工商行政管理と国家食品薬品監督管理および国務院の商務・工業・情報化などの部門と共同で食品安全の国家基準の企画およびその実施計画を制定する。制定した食品安全の国家基準の企画およびその実施計画は公開して意見を求めなければならない。

第十六条（安全基準草案の起草） 国務院の衛生行政部門は相応しい技術能力を備えた機関を選定して食品安全の国家基準草案を起草する。研究機関・教育機関・学術団体・業界協会などの機関を唱導し奨励して共同で食品安全の国家基準草案を起草する。国務院の衛生行政部門は食品安全の国家基準草案を社会に向けて公布し、意見を求めることを公開しなければならない。

第十七条（食品安全国家基準評議委員会） 食品安全法第二十三条に規定する食品安全国家基準評議委員会は国务院の衛生行政部門が組織することに責任を負う。食品安全国家基準評議委員会は食品安全国家基準草案の科学的と実用的などの内容に責任を負う。

第十八条（企業基準の届出と通報） 省・自治区・直轄市人民政府の衛生行政部門は、企業が食品安全法二十五条の規定に従って届け出た企業基準を、同じ級の農業行政・品質監督・工商行政管理と国家食品薬品監督管理および商務・工業と情報化などの部門へ通報しなければならない。

第十九条（食品安全基準の実施状況の追跡評価とその結果の反映） 国务院の衛生行政部門と省・自治区・直轄市人民政府の衛生行政部門は、同じ級の農業行政・品質監督・工商行政管理と国家食品薬品監督管理および商務・工業・情報化などの部門と共同で食品安全の国家基準および食品安全の地方基準の実施状況を追跡評価しなければならない。併せて評価結果にしたがって適時に食品安全基準の改定を計画し実施しなければならない。

国务院と省・自治区・直轄市人民政府の農業行政・品質監督・工商行政管理と国家食品薬品監督管理および商務・工業・情報化などの部門は、食品安全基準の実施過程に存在する問題点を収集しまとめ、速やかに同じ級の衛生行政部門に通報しなければならない。

食品の生産経営者・食品業協会が食品安全基準の実施過程に存在する問題点に気付いた場合、直ちに食品安全監督管理部門に報告しなければならない。

第四章 食品の生産経営

第二十条（食品生産・流通・飲食企業の設立） 食品生産企業を設立する場合、予め企業名称の審査確認を得て、食品安全法の規定に従って食品生産許可を取得後、工商登記手続きを行わなければならない。県級以上の品質監督管理部門は関連法律・行政法規の規定に従って関連資料を審査し、生産場所を綿密に検査し、関連製品の検査を行う。関連する資料・場所が規定の要求に合致し、関連する製品が食品安全基準あるいは要求に適合する場合、許可を与える決定をしなければならない。

その他の食品生産経営者は法により相応の食品生産許可・食品流通許可・飲食サービス許可を取得後、工商登記手続きを行わなければならない。法律・法規が、食品生産加工小規模工房および食品露天商に関して別に規定している場合は、そ

の規定に従う。

食品生産許可・食品流通許可・飲食サービス許可の有効期間は3年とする。

第二十一条（食品生産経営者に対する監督）食品生産経営者の生産経営条件に変化が発生し、食品生産経営の要求に適合しなくなった場合、食品生産経営者は直ちに整理改善措置を採らねばならない。食品安全事故の潜在的リスクが発生した場合、直ちに食品生産経営活動を停止し、併せて所在地の県級の品質監督・工商行政管理あるいは食品薬品監督管理部門へ報告しなければならない。改めて許可手続きをする必要がある場合、法により処理しなければならない。

県級以上の品質監督・工商行政管理あるいは食品薬品監督管理部門は、食品生産経営者の生産経営活動に対する日常的な監督検査を強化しなければならない。食品生産経営に要求に適合しない状況を見つけた場合、直ちに是正を命じ、併せて法により処理しなければならない。再び生産経営許可条件に適合しなくなった場合、法により関連した許可を取り消さなければならない。

第二十二条（従業員の教育）食品生産経営企業は食品安全法第三十二条の規定に従って、従業員が参加する食品安全知識訓練を計画実施し、食品安全の法律・法規・規則・基準とその他食品安全知識を学習し、併せて訓練履歴の管理体制を構築しなければならない。

第二十三条（従業員の健康管理）食品生産経営者は、食品安全法第三十四条の規定に従って、従業員の健康検査制度と健康履歴管理制度を構築し実施しなければならない。直接口に入る食品の業務に携わる人員が、伝染性下痢疾患・腸チフス・A型ウイルス性肝炎・E型ウイルス性肝炎などの消化器系の伝染病および活動性肺結核・化膿性または滲出性皮膚病などの食品の安全性を損なう疾病に罹った場合、食品生産経営者は食品安全上の影響がない職務に配置転換しなければならない。

食品生産経営者は食品安全法第三十四条第二項の規定にしたがって健康診断を行い、その診断項目などの事項は所在地の省・自治区・直轄市の規定に適合しなければならない。

第二十四条（入出荷検査記録の保存）食品生産経営企業は、食品安全法第三十六条第二項、第三十七条第一項、第三十九条第二項の規定にしたがって、入荷検査記録制度・食品出荷検査記録制度を構築し、法律に規定された記録すべき事項を事実に基づいて記録し保存するか、あるいは関連情報が記載された入荷あるいは販売伝票を保存しなければならない。記録・伝票の保存期間は2年より少なくてはならない。

第二十五条（集団企業の本部により検査）統一して原材料を仕入れる集団性食品生産企業は、企業の本部が統一して仕入先の許可証と製品合格証明書を確認し、入荷検査記録を行うことができる。合格証明書を提供できない食品原料に対しては、食品安全基準に従って検査しなければならない。

第二十六条（食品安全の保証）食品生産企業は原材料の検収、生産過程での安全管理、貯蔵管理、設備管理、不合格品管理などの食品安全管理制度を構築し、食品安全保障体系を不断に改善し、食品安全を保証しなければならない。

第二十七条（制御要求の制定と実施）食品生産企業は下記事項の制御要求を制定、実施し、出荷される食品の食品安全基準への適合を保証しなければならない。

- （一）原材料の調達・原材料の検収・原材料の投入などの制御
- （二）生産工程・設備・保存・包装などの生産キーポイントでの制御
- （三）原材料の検査・半製品の検査・製品出荷検査などの検査制御
- （四）運輸・引渡しの制御

食品生産過程中に制御要求に不適合な状況がある場合、食品生産企業は直ちに原因を究明して調整改善の措置をとらなければならない。

第二十八条（食品安全管理状況の記録と保存）食品生産企業は食品安全法第三十六条・第三十七条の規定に従って行う入荷検査記録と食品出荷検査記録の外、食品生産過程の安全管理状況を事実の通り記録しなければならない。記録の保存期限は二年より少なくってはならない。

第二十九条（販売記録の保存）食品卸売り業務に従事する経営企業が食品を販売するとき、卸売り食品の名称・規格・数量・生産ロット・品質保証期間・購入者の名称と連絡方法・販売日などの内容を、事実の通り記録し保存するか、あるいは関連する情報の記載された販売伝票を保存しなければならない。記録・伝票の保存期限は二年より少なくってはならない。

第三十条（先端技術による記録）国家は食品生産経営者が先端技術手段を採用し、食品安全法と本条例が要求する記録すべき事項を記録することを奨励する。

第三十一条（飲食サービス提供の制御要求） 飲食サービス提供者は原材料仕入れ制御要求を制定して実行し、仕入れた原材料が食品安全基準に適合することを確保しなければならない。

飲食サービス提供者は製作加工過程の加工前の食品および原材料を検査しなければならない。腐敗変質あるいはその他感覚性の以上を見つけた場合には、加工あるいは使用してはならない。

第三十二条（飲食サービスの施設食器の管理） 飲食サービス提供企業は食品加工・保存・陳列などの施設・設備を定期的にメンテナンスし、保温施設および冷蔵・冷凍施設を定期洗浄・点検しなければならない。

飲食サービス提供者は要求にしたがって食器類を洗浄・消毒を行わなければならない。洗浄・消毒していない食器類は使用してはならない。

第三十三条（回収された食品の処置） 食品安全法第五十三条の規定に従って回収された食品は、食品生産者が無害化処理あるいは廃棄し、再度市場へ流入することを防止しなければならない。ラベル・標識・あるいは説明書が食品安全基準に適合していないために回収された食品は食品生産者が救済措置を採り、かつ食品安全を保證できる状況の場合は継続販売してよい。販売の時には救済措置を行ったことを明示しなければならない。

県級以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は食品生産者による食品安全基準に適合しない食品の回収状況、および食品経営者による食品安全基準に適合しない食品の営業停止状況を、食品生産経営者食品安全信用記録に記入しなければならない。

第五章 食品の検査

第三十四条（食品の再検査） 申請者が食品安全法第六十条第三項の規定に従って、再検査を引き受ける食品検査機関（以下再検査機関と称す）に再検査の申請をする場合、理由を説明しなければならない。

再検査機関の名簿は、国务院の認証認可監督管理・衛生行政・農業行政部門などが共同で公布する。再検査機関が出した再検査の結論は最終検査結論とする。

再検査機関は再検査の申請者が自ら選択する。再検査機関と最初に検査した期間とは同一の機関であってはならない。

第三十五条（再検査費用の負担） 食品の生産経営者が、食品安全法第六十条の規定に従って行った抜取り検査の結論に異議があり再検査の申請を行い、再検査の結論が食品の合格を明にした場合、再検査の費用は抜取り検査を行った部門が負担する。再検査の結論が食品の不合格を明らかにした場合、再検査の費用は食品生産経営者が負担する。

第六章 食品の輸出入

第三十六条（食品の輸入通関） 食品を輸入する輸入業者は、契約書・インボイス・パッキングリスト・船荷証券などの必要な証憑と関連認可文書を持参し、税関通関地の出入国検査検疫機関に検査を申し込まなければならない。輸入食品は出入国検査検疫機関の検査に合格しなければならない。税関は出入国検査検疫機関の発行する通関証明に基づいて輸入を許可する。

第三十七条（新食品・新添加剤などの輸入） 食品安全国家基準の無い食品の輸入、あるいは新品種の食品添加剤・食品関連新品種を初めて輸入する場合、輸入業者は出入国検査検疫機関に対して食品安全法第六十三条の規定に従って取得した許可証明文書を提出しなければならない。出入国検査検疫機関は国务院の衛生行政が要求する検査を行わなければならない。

第三十八条（輸入食品中の危険物質） 国家出入国検査検疫部門は輸入食品中に食品安全国家基準に規定されておらず且つ人体の健康に危害を及ぼす可能性のある物質を発見した場合、食品安全法第十二条の規定に従って国务院の衛生行政部門に通報しなければならない。

第三十九条（国外の食品生産企業） 中国国内に食品を輸出する国外の食品生産企業は食品安全法第六十五条の規定に従って登録を行い、その登録有効期間は4年とする。すでに登録した国外の食品生産企業が虚偽の資料を提供した場合、あるいは国外の食品生産企業の原因で関連した輸入食品が重大な食品安全事故を発生させた場合、国家出入国検査検疫部門は登録を取り消し、併せて公表する。

第四十条（輸入食品添加物への中国文ラベル・説明書の添付） 輸入する食品添加物には中国文のラベルと中国文の説明書を付けなければならない。ラベル・説明書は食品安全法と中国のその他関連する法律・行政法規の規定および食品安全国家基準の要求に合致し、食品添加物の原産地と中国内代理店の名称・所在地・連絡方法などを明示しなければならない。食品添加物に中国文のラベルと中国文の説明書が無いあるいは本条の規定に合致しない場合、輸入してはならない。

第四十一条（輸出入食品の検査） 国家出入国検査検疫機関は食品安全法第六十二条の規定に従って輸入食品に対して検査を実施し、輸出食品に対しては食品安全法第六十八条の規定に従って監督・抜き取り検査を実施し、その具体的方法は国家出入国検査検疫部門が制定する。

第四十二条（輸入食品の安全情報） 国家出入国検査検疫部門は情報収集ネットワークを構築し、食品安全法第六十九条の規定に従って下記の情報を収集・まとめ・通報をしなければならない。

- （一）出入国検査検疫機関が輸出入した食品に対して実施した検査で発見した食品安全情報
- （二）業界協会・消費者から反映された食品安全情報
- （三）国際組織・国外政府機関が公表した食品安全情報・危険警告情報・および国外の業界協会などの組織・消費者から反映された食品安全情報
- （四）その他の食品安全情報

情報を受取った部門は必要な時、適切な措置を採らなければならない。

食品安全監督管理部門は、知り得た輸出入食品の安全に関する情報を速やかに国家出入国検査検疫部門に通報しなければならない。

第七章 食品の安全事故の処置

第四十三条（事故発生時の処理） 食品安全事故を起こした事業者は、食品安全事故を引起こしたあるいは引起こした可能性のある食品と原料・工具・設備などを直ちに封じ保存し、併せて事故発生から2時間以内に所在地の県級の人民政府の衛生行政部門に報告しなければならない。

第四十四条（食品安全事故の調査） 食品安全事故の調査は事実に基づいて真実を求め科学的原則を尊重し、速やかに正確に確実に事故の性質と原因を調べ、事故責任を確定し、整理改善措置を提出しなければならない。

食品安全事故調査に参加する部門は、衛生行政部門の統一した組織協調の下で業務を分担し、相互に協力し、事故調査業務の効率を高めなければならない。

食品安全事故の調査処理方法は国務院の衛生行政部門が国務院の関連部門と共同で制定する。

第四十五条（事故調査部門の権限） 食品安全事故調査に参加する部門は、関連する事業と個人に対して、関連した状況を調査し、併せて関連する資料とサンプルの提供を要求する権利を有する。

関連する事業体と個人は、食品安全事故調査に協力し、要求にしたがって関連資料とサンプルを提供し、拒絶してはならない。

第四十六条（調査妨害の禁止） 如何なる事業体あるいは個人も食品安全事故の調査処理を妨害し干渉してはならない。

第八章 監督管理

第四十七条（食品の安全管理） 県級以上の地方人民政府が食品安全法第七十六条の規定に従って制定する食品安全年度監督管理計画には食品の抜取り検査の内容を含まなければならない。乳幼児・老人・病人などの特定な人々の主食補食食品に対しては、重点的に抜取り検査を強化しなければならない。

県級以上の農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は食品安全年度監督管理計画に従って抜取り検査を実施しなければならない。抜取り検査のためにサンプルを購入する費用と検査費用は同じ級の財政から支出する。

第四十八条（食品安全の監督管理） 県級以上の人民政府は、その級の衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門を統一して組織・協調し、法によりその行政区域内の食品生産経営者に対して監督管理を行う。食品安全事故発生リスクの高い食品生産経営者に対して、重点的に監督管理を強化しなければならない。

国務院の衛生行政部門が公開した食品安全リスク警告情報、あるいはその所在地の省・自治区・直轄市人民政府が本条例第十条の規定にしたがって通報した食品安全リスク監視測定情報を受け取った後、その区域の市級と県級の人民政府は直ちにその級の衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門を統一して組織し、的確な措置を採り、食品安全事故の発生を防止しなければならない。

第四十九条（非食用化学物質） 国務院の衛生行政部門は疾病情報と監督管理情報などにしたがって、発見された食品中に添加あるいは添加された可能性のある非食用化学物質とその他人体の健康に危害を加える可能性のある物質のリストと検査測定方法を公布しなければならない。国務院の品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理部門は適切な監督管理措置を採らなければならない。

第五十条（ふるい分け） 品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理部門は食品安全監督管理の業務を行う中で、国務院の品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理部門が認定した高速検査測定方法を採用し、食品に対して最初にふるい分けしてよい。最初のふるい分けの結果食品安全基準に適合しないと分かった食品に対して、食品安全法第六十条三項の規定により検査を行わなければならない。最初のふるい分けの結果を法執行の根拠としてはならない。

第五十一条（食品安全リスク情報の公表内容） 食品安全法第八十二条第二項に規定する食品安全日常監督管理情報には下記の内容を含む。

- （一）食品安全法にしたがって実施される行政許可情況
- （二）生産停止を命じられた食品・食品添加物・食品関連のリスト
- （三）食品生産経営違法行為の調査処理の情況
- （四）特定項目の検査・取り締まりの情況
- （五）法律・行政法規が規定するその他食品の安全日常監督管理の情報

前項に規定する情報が二つ以上の食品安全監督管理部門の職責に及ぶ場合は、関連する部門が連合して公布する。

第五十二条（食品の安全情報の公表） 食品安全監督管理部門は食品安全法第八十二条の規定に従って情報を公表する場合、同時に関連する食品により生ずる可能性のある危害に対して解釈し説明しなければならない。

第五十三条（提訴・通報などへの対処） 衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理などの部門は、当該部門の電子メールアドレスあるいは電話番号を公表し、問い合わせ・提訴・通報を受け付けなければならない。受取った問い合わせ・提訴・通報に対しては、食品安全法第八十条の規定に従って回答・事

実確認・処理を行わなければならない。問い合わせ・提訴・通報と回答・事実確認・処理の状況は記録・保存しなければならない。

第五十四条（食品業界の発展促進） 国務院の工業と情報化・商務などの部門は職責にしたがって食品業界の発展計画と産業政策を制定し、産業構造の改善と向上の措置を採り、食品業界の誠実信頼体系を建設する指導を強化し、食品業界の健全な発展を促進する。

第九条 法律責任

第五十五条（生産経営条件に変化への対応違反） 食品生産経営者の生産経営条件に変化が発生したが、本条例第二十一条の規定にしたがって処理されない場合、関連する主管部門は改正を命じ、警告を発しなければならない。重大な結果をもたらした場合、食品安全法第八十五条の規定に従って処罰する。

第五十六条（飲食サービス提供者の法規違反） 飲食サービス提供者が、本条例三十一条第一項の規定に従って原材料購入の制御要求を制定・実施していない場合、食品安全法第八十六条の規定に従って処罰する。

飲食サービス提供者が、本条例三十一条第二項の規定に従って加工前の食品および原材料、あるいは腐敗変質もしくは感覚器官に以上を感じることに気付いたにもかかわらず加工および使用した場合、食品安全法第八十六条の規定に従って処罰する。

第五十七条（食品安全管理の不実施） 下記の状況の一つに該当する場合、食品安全法第八十七条の規定に従って処罰する。

- （一）食品生産企業が本条例第二十六条の規定に従って食品安全管理制度を構築し実施していない場合
- （二）食品生産企業が本条例第二十七条の規定に従って生産過程制御要求を制定・実施していない、あるいは生産過程中に制御要求に適合しない状況が有るのに規定に従って整理改善措置を採っていない場合
- （三）食品生産企業が本条例第二十八条の規定に従って食品生産過程の食品安全状況を記録せず、併せて関連する記録を保存していない場合

- (四) 食品卸売り業務に従事する企業が本条例第二十九条の規定に従って、販売情報を記録・保存せず、あるいは販売伝票を保管していない場合
- (五) 飲食サービスを提供する企業が本条例第三十二条第一項の規定に従って、定期的に施設・設備の保守・洗浄・点検を行っていない場合
- (六) 飲食サービスを提供する企業が、本条例第三十二条第二項の規定に従って、食器類食器類の洗浄・消毒を行っていない、あるいは洗浄・消毒を行っていない食器類を使用した場合

第五十八条（食品添加物の違法輸入） 本条例四十条の規定に適合しない食品添加物を輸入した場合、出入国検査検疫機関は違法に輸入した食品添加物を没収する。併せて、違法に輸入した食品添加物の金額が一万元に満たない場合は2000元以上5万元以下の罰金に処し、その値が1万元以上の場合はその金額の2倍以上5倍以下の罰金に処す。

第五十九条（医療機関の報告義務違反） 医療機関は本条例第八条の規定に従って関連した疾病情報を報告しない場合、衛生行政部門は改正を命じ、警告する。

第六十条（食品安全事故の処理違反） 食品安全事故を発生させた事業者が本条例第四十三条の規定に従って措置を採らず併せて報告しなかった場合、食品安全法第八十八条の規定に従って処罰する。

第六十一条（地方政府の職責不履行） 県級以上の地方人民政府が食品安全監督管理の法定職責を履行せず、その行政区域で重大な食品安全事故が出現し社会的影響が甚大だった場合、法により直接的に責任のある主管者とその他直接的に責任のある人員に対して、重大過失の記録・降格・免職あるいは解雇処分をする。

県級以上の衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門あるいはその他関連行政部門が食品安全監督管理の法定の職責を履行せず、日常監督検査の不作为、職権濫用、職責軽視、私情による不正を行った場合、法により直接的に責任のある主管者とその他直接的に責任のある人員に対して、重大過失の記録・降格処分をし、重大な結果をもたらした場合は免職あるいは解雇処分にする。その主要な責任者は引責辞任しなければならない。

第十章 附 則

第六十二条（用語の含意） 本条例に用いる下記の用語は次の含意を有する。

食品リスク評価：食品・食品添加物中の生物的・化学的および物理的な人の健康に危害を加える可能性のある良くない影響について行う科学的評価を指し、危害の識別・危害の特性記述・暴露評価・リスクの特性・などの記述を含む。

飲食サービス：即時の製作加工と商業販売とサービス性の労働などを通じて消費者に提供される食品と消費場所および施設のサービス活動を指す。

第六十三条（農産物・輸出入食品・健康食品の安全管理） 食用の農産品品質安全リスク監視測定とリスク評価は、県級以上の人民政府の農業行政部門が《中華人民共和国農産品品質安全法》の規定に従って行う。

国境の開港地の食品安全監督管理は出入国検査検疫機関が食品安全法と本条および関連の法律と行政法規の規定に従って実施する。

食品薬品監督管理部門は特定の保健機能を有すると称する食品に対して、厳格な監督管理を実行する。具体的な方法は國務院が別途制定する。

第六十四条（施行日） 本条例は公布の日より施行する。

注記：

本《中華人民共和国食品安全法実施条例》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条の後の()内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な法律文にはありません。